

## 土曜日共同保育に関する実施要綱

制 定 平成29年3月17日 こ保運第2747号（局長決裁）

最近改正 令和7年1月15日 こ保運第1265号（局長決裁）

### （目的）

第1条 この要綱は、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、横浜保育室及び企業主導型保育施設（以下、「施設・事業所」とする。）において、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について（平成28年8月23日 府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号）」（以下、「留意事項通知」とする。）で規定する共同保育の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （用語）

第2条 この要綱に定める用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

#### （1）土曜日共同保育

自園の土曜日保育を必要とする児童だけではなく、平日に市内の他の施設・事業所に在籍している児童も受け入れて行う共同保育（以下、「共同保育」という。）

#### （2）実施園

主として共同保育を実施する施設・事業所

#### （3）依頼園

主として共同保育を実施園に依頼する施設・事業所

#### （4）児童

市内の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、横浜保育室及び企業主導型保育施設を平日に利用する児童。

ただし、横浜保育室に在籍している0歳児から5歳児については、横浜保育室事業実施要綱（平成9年4月1日 福保推第18号市長決裁）第2条第2号に定める保育を必要とする児童とする。

### （保護者同意）

第3条 実施園及び依頼園の長は、共同保育の実施にあたり、在籍する全ての児童の保護者に十分な説明を行い、書面で同意を得るものとする。

### （施設・事業所間の協議）

第4条 実施園及び依頼園の長は、共同保育を実施する実施体制や安全対策、費用負担等について十分に協議し、合意したうえで共同保育を開始する。

### （設備基準・職員配置等）

第5条 設備運営基準及び職員配置基準は実施園に適用される基準とする。ただし、横浜保育室及び企業主導型保育施設が実施園として実施する場合の職員配置基準については、依頼園に準ずることとする。また、実施園の開所時間は11時間以上とし、開所時間や標準時間認定・短時間認定に関する時間については実施園の時間に準じるものとする。

2 実施園の長は、共同保育実施日に自園の保育士を常時1名以上配置する。

3 依頼園の長は、共同保育実施日に、原則として自園の保育士を実施園に1名以上かつ4時間以上配置する。

- 4 前二項における保育士について、幼保連携型認定こども園においては保育教諭とし、小規模保育事業B型においては保育士又は「横浜市家庭的保育事業等設備、運営等の基準に関する条例（平成26年9月25日 横浜市条例第47号）」（以下、「条例」とする。）第32条第1項に規定する保育従事者とし、小規模保育事業C型及び家庭的保育事業においては条例第23条第2項に規定する家庭的保育者及び条例第23条第3項に規定する家庭的保育補助者とする。

（費用徴収）

第6条 共同保育の実施によって生じる費用は、実施園及び依頼園が負担するものとし、共同保育を実施することによる保護者からの費用徴収については、原則として認めない。

（児童の状況等の把握）

- 第7条 実施園の長は、共同保育の実施及び児童の福祉向上を図るために必要な限りにおいて、依頼園の長に、共同保育実施日以外の日における保育状況等について照会し、又は当該児童が共同保育を利用した後、利用日の保育状況等について依頼園の長に情報提供することができるものとする。
- 2 依頼園の長は、実施園から当該児童の保育状況について照会を受けたときは、保育実施に必要な情報等を提供する。
- 3 実施園及び依頼園の長は、前二項の照会及び情報提供について保護者に説明し書面で同意を得るものとする。

（共同保育の開始）

- 第8条 実施園の長は、共同保育を開始する月の前月10日までに、第1号様式により実施園の所在する区福祉保健センター長（以下、「実施区センター長」という。）あてに年度の計画について届出を行い、依頼園が当該実施園とは異なる区に所在する場合には、その写しを依頼園の所在する区福祉保健センター長（以下、「依頼区センター長」という。）あてに送付する。
- 2 届出の際は、共同保育を構成するいずれか1園を実施園とし、それ以外の園を依頼園とする。
- 3 前二項の規定は、翌年度に引き続き実施しようとする場合に、これを準用する。

（共同保育の実施内容の変更）

第9条 実施園の長は、共同保育の実施内容を変更する場合は、変更しようとする月の前月10日までに、第1号様式で実施区センター長あてに届出を行い、その写しを依頼区センター長あてに送付する。

（共同保育の廃止）

- 第10条 実施園の長は、共同保育を廃止しようとする場合は、共同保育を廃止しようとする月の前月10日までに、第2号様式で実施区センター長あてに届出を行い、依頼園が当該実施園とは異なる区に所在する場合には、その写しを依頼区センター長あてに送付する。
- 2 実施園及び依頼園の長は、共同保育を廃止する場合、事前に在籍する全ての児童の保護者に十分な説明を行い、共同保育を利用する児童の保護者から書面で同意を得るものとする。
- 3 実施園及び依頼園の長は、共同保育を廃止する場合、廃止後にそれぞれの園で土曜日の保育の体制が取れるよう留意する。

(関係書類の保存)

第11条 実施園の長は、本要綱に基づき作成又は受領した書類について、作成又は受領した日の属する年度の終了後、5年間保存しなければならない。

(個人情報の保護)

第12条 実施園及び依頼園の長は、共同保育の実施に際して得られた個人情報について、適正に管理する。

2 実施園及び依頼園の長は、前項の個人情報を、共同保育の実施及び児童の福祉向上を図るためにのみ使用し、その他の目的に使用してはならない。共同保育の廃止後も同様とする。

(届出書等の取扱)

第13条 実施園及び依頼園の長は、給付費等の届出にあたり、第8条から第10条の規定による届出の写しを添付する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年3月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年1月15日から施行する。